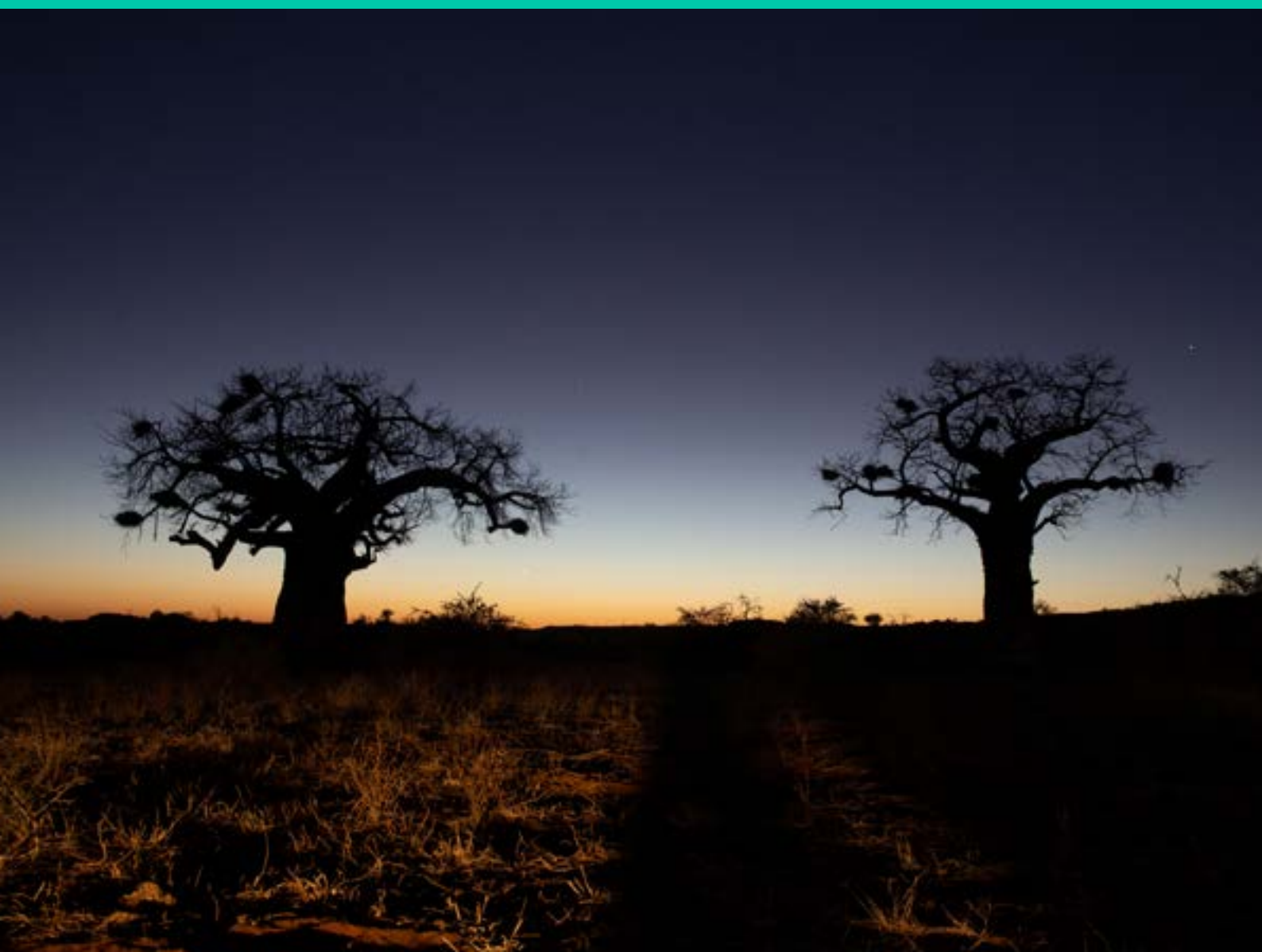


自然

意見表明書



自然とは、地球上のすべての生命（つまり生物多様性）のほか、地質や、水、気候、その他私たちの惑星を構成するすべての無生物を含みます。¹ また、自然は陸、海、淡水、大気という、それぞれが人間や社会と相互作用する4つの物理的領域によって構成されていると理解することもできます。²

「ネイチャーポジティブ・バイ・2030」とは、生物種や、生態系、自然プロセスの健全性、豊かさ、多様性、回復力における測定可能な発展を通じて、2020年を基準として、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復させることを指します。³

自然の喪失は世界的な重要課題です。これにより、人々や生態系、そして世界経済の生存、健康、福祉、生活が重大なリスクにさらされています。自然の急速な減少⁴は、気候変動や人間による不平等な開発とも密接な関係があります。そのため、持続可能な開発目標を達成し、世界の脱炭素化目標を達成するには、自然の喪失を食い止め、回復させるための行動を大至急行うことが不可欠です。

そのためには、先住民族や、土地とつながりのある人々[†]、地域社会の参加が不可欠であり、統合された社会全体のアプローチが必要です。そして、企業や社会による従来の自然環境との関わり方を変革する必要があります。

本ポジションステートメントは、昆明・モンリオール生物多様性世界枠組 (GBF) の2030年目標、およびビジネスと人権に関する国連指導原則 (UNGPs) に基づく、先住民族や、気候変動、水、人権の尊重に関する国際金属・鉱業評議会 (ICMM) の既存のコミットメントを指針とし、ネイチャーポジティブな未来に貢献するためのICMM会員企業のアプローチを示すものです。これは、2003年の保護地域に関するポジションステートメントに代わるものです。

以下のコミットメントは、ICMM理事会で承認され、2024年1月1日から適用されます。

[†] 定義については用語集の8～9ページをご覧ください。

1. 生物多様性条約 (2022年) 生物多様性と自然、似て非なるもの

2. 自然関連財務情報開示タスクフォース (2023年) 用語集 (バージョンv1.0 2023年9月)

3. ネイチャーポジティブ・イニシアティブ (2023年) ネイチャーポジティブ・イニシアティブは、「自然のための世界目標」の完全性と実施を促進するために発足しました。

4. IPBES (2019年) 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書

ICMM会員企業は以下に同意します。

- 人間と、気候、自然は切っても切れない関係にあります。自然は人間の健康、幸福、経済のあらゆる側面を支えています。それは、人権の享受と強く結びついています。それは、気候変動に影響を与え、また影響を受けます。健全に機能する自然システムは、貧困を緩和し、食料や、水、生活の安全を確保し、国連の持続可能な開発目標の多くを達成するために不可欠です。
- しかし、自然はかつてない速さで失われています。環境の転換点を超えないようにし、人々やその生活、経済、そして地球への重大な悪影響を避けるためには、緊急の行動が必要です。
- GBFIは、先住民族や、土地とつながりのある人々、地域社会の権利を尊重しながら、自然の喪失を食い止め、回復させるための包括的なアプローチを各国に提供しています。この枠組みは、世界、国、地域の自然に関する目標にビジネスがどのように貢献できるかを示す指針として機能します。
- 金属・鉱業事業とそのバリューチェーンは、ともに自然に依存し、自然に影響を与えています。私たちには、事業を営む土地や流域の管理者として、自らの環境フットプリントを理解し、悪影響を軽減し、ネイチャーポジティブな結果に貢献を支援する機会を最大限に生かす責任があります。
- これは、エネルギー転換に不可欠な鉱物や金属への需要により、採掘活動の増加が必要となるため、特に重要です。⁵イノベーションや、循環型社会、統合的な空間計画は、自然を保護・回復しながら気候変動や開発に関する目標を達成するために不可欠です。
- 先住民族や、土地とつながりのある人々、地域社会は、自然の保全や、復元、持続可能な利用に欠かせないパートナーです。多くの場合、彼らは自然の劣化や喪失から過度の影響を受けています。土地や、領土、天然資源の伝統的な所有者および管理者である彼らの知識や、文化、伝統的な慣習は、公平な開発や環境の持続可能な管理を支えています。
- 自然の喪失を防ぐ取り組みには、影響を受ける可能性のある人々の、意思決定への有意義で衡平かつ包括的な参加が必要であり、既存の脆弱性をさらに悪化させないようにしなければなりません。
- 自然のために功を奏する持続的な成果をもたらすには、他のセクターや、金融機関、バリューチェーンのパートナー、学界、政府、市民社会、地域社会との協力も必要です。
- ネイチャーポジティブな成果を達成するには、一貫性のある確かな測定基準が不可欠であり、私たちはその集団的開発において果たすべき役割を担っています。しかし、この作業によって今日の現場での行動を遅らせてはなりません。
- 科学と伝統的知識に導かれたネイチャーポジティブなアプローチを⁶コーポレートガバナンスや意思決定に組み込むことは、ネイチャーポジティブが世界的な目標になるだけでなく、ビジネスを行う上での基本的な方法になることを促進します。

5. 国際エネルギー機関 (2021年) 2050年までのネットゼロ達成およびクリーンエネルギーへの移行における重要鉱物の役割

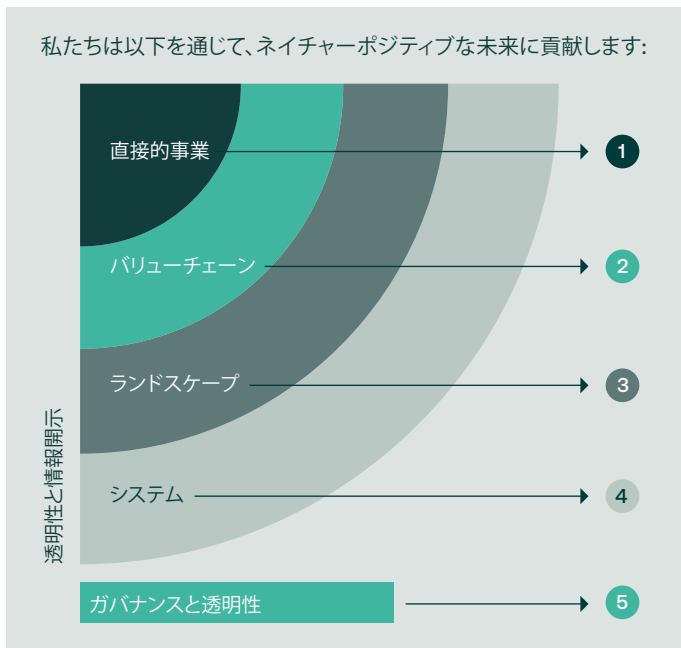
6. 先住民族や、土地とつながりのある人々、地域社会の伝統的知識や慣習を、ICMMのコミットメントや、国際基準、国内法に従い、彼らの承認と関与のもとに利用する必要があります。

概要

ICMMは、ネイチャーポジティブな未来に貢献することを約束します。私たちのコミットメントは、下表に特に明記されていない限り、すべての会員企業に適用され、透明性のある情報開示に支えられた4つの影響範囲（直接的事業、バリューチェーン、ランドスケープ、システム変革）にまたがるものです。これらのコミットメントは、陸、淡水、海、大気という自然の4つの領域すべてにわたる活動にも適用されます。

会員企業の事業や場所の多様性、自然に配慮した未来に貢献するためのさまざまな手段を反映させるため、ランドスケープやシステム変革に関するコミットメントには選択性が盛り込まれています。

これらのコミットメントを達成するための活動の設計と実施は、人々の人権に悪影響を与えたり助長するものではありません。人権デューデリジェンスや、エンゲージメント、合意形成のための健全なプロセスを、プロジェクトの初期段階からライフサイクル全体を通じて実施することは、潜在的なリスクや、影響、関連する防止策、緩和策をすべて理解し、地域社会（先住民族コミュニティを含む）の要望に沿ったイニシアティブを支援するために不可欠です。影響が避けられない場合、各企業は効果的な改善策を提供するか改善策に協力する必要があります。また、コミットメントは、進化する科学や知識そして規制の変更に合わせて適宜見直し、更新する必要があります。



影響範囲	説明	コミットメント形式
1. 直接的事業 ⁺	各企業が最高レベルの支配力を持つ金属・鉱業関連事業の運営	会員企業全体のコミットメント（現場または生態系レベルで適用可能）
2. バリューチェーン ⁺	川上のサプライチェーンと川下の出荷および顧客	会員企業全体のコミットメント
3. ランドスケープ	金属・鉱業事業を取り巻く生態系と非事業用地の生態系	会員企業は、3種類のコミットメントから少なくとも1つを選択します
4. システム変革	金融システムや生産システムなど、自然の喪失や自然の回復機会をもたらす根本的なシステム	会員企業は、3種類のコミットメントから少なくとも1つを選択します
5. ガバナンスと透明性	自然のビジネスプロセスへの統合およびパフォーマンスの開示	会員企業全体のコミットメント

ICMMの会員企業は、以下の行動により、ネイチャーポジティブな未来に貢献することを約束します。

1. 直接的事業

事業用地と天然資源を管理し、以下に取り組むことで、現在および将来にわたり、自然やそれに依存する人々のために前向きな変化を促します。

- 1.1 法的に指定された保護区を尊重し、新規事業や、既存事業の変更が、保護区が設定された目的と相反しないようにします。
- 1.2 ユネスコ世界遺産での探索や採掘は行いません。世界遺産における既存の事業や、世界遺産に隣接する既存および将来の事業が、各世界遺産の登録理由である優れた普遍的価値と相反せず、各世界遺産の完全性を危険にさらさないように、あらゆる合理的な措置を講じます。

- 1.3 閉山完了までに生物多様性のノーネットロス（NNL）またはネットゲインを達成するため、ミティゲーション・ヒエラルキー⁺の行動を実施することにより、生物多様性と生態系サービスへの重要な⁺リスクと影響を評価します。⁷⁺

これには以下も含まれます。

- 探査の可能な限り早い段階から影響回避を第一に考え、プロジェクトのライフサイクルを通じてミティゲーション・ヒエラルキーを適用します。
- また、実行可能な場合は、漸進的な復元、修復、改変を追求し、残存する悪影響の相殺を可能な限り早期に開始します。
- また、2030年、2040年、および2050年に、またはそれ以上の頻度で、ノーネットロスまたはネットゲインや、目標、鉱山施設レベルのパフォーマンスを算出するために使用される関連手法を、透明性をもって開示します。

7. このコミットメントは、既存の規制要件や、会員企業のコミットメント、またこれらの鉱山施設の閉山計画に取って代わるものではありません。

すべての新規事業および大幅な拡張については、事業開始前または拡張前のベースラインに対して、それぞれノーネットロスまたはネットゲインを測定する必要があります。既存事業⁺については、2020年またはそれ以前をベースラインとして測定する必要があります。将来の買収については、買収日またはそれ以前をベースラインとする必要があります。

既存事業においてノーネットロスが実現不可能な場合は、生物多様性に対する悪影響に適切に対応するためのミティゲーション・ヒエラルキーや追加的な保全活動がどのように適用されるかを開示します。

2. バリューチェーン

サプライヤーや、顧客、主要な利害関係者と協力し、以下のコミットメントを通じて、2030年までにバリューチェーン内の自然のための行動を支援します。

- 2.1 個別に、または集団で、(a)自然関連の重大な⁺リスクを伴う主要なサプライヤーの調達場所と製品の流通経路や、(b)協働で行動する機会を特定します。
- 2.2 特定された機会に基づき、自社の川上や川下のバリューチェーンにおける自然喪失を食い止め、回復させるための取り組みやパートナーシップに参加するか、支援を行います。
- 2.3 最もリスクの高い⁺ティア1(直接) サプライヤー⁺すべてに対し、優先地域⁺での活動について、自然関連の影響や、依存、リスク、機会の評価を実施し、その結果を開示するよう求めます。

3. ランドスケープ⁸

健康でレジリエンスのある生態系と、それに依存する人々の生活と幸福を支援・強化するため、先住民族や、土地とつながりのある人々、地域社会を含む地元や地域のパートナーと協力し、能力を構築します。

2030年までに、ICMMの会員企業は、主要な利害関係者と協力し、共有するランドスケープ規模の重要なリスクと機会を特定し、優先ランドスケープ⁺において、以下のオプションの1つ以上を強化または実施することにより、これらに対処することを約束します。

- 3.1 復元、保全、再生：資金提供や、能力構築、保全・復元イニシアティブの実施などを通じて、(a)世界全体の陸域、内陸水域、海洋・沿岸域の30%を保全する、または(b)世界全体の劣化した地域の30%を復元するというGBFの目標⁹に向けて貢献します。
- 3.2 ランドスケープ規模の共同行動：主要な利害関係者とのパートナーシップのもと、能力構築や、累積的影響に対処したり自然の保全、復元、気候変動への耐性を強化するためのイニシアティブの共同開発を通じて、自然の喪失を食い止め、回復させることを支援します。
- 3.3 再利用と再生：自然の喪失を食い止め、回復させるために、放棄または休廃止された鉱山跡地や、鉱山廃棄物の流れを再利用し、価値を生み出す共同イニシアティブに参加します。

8. これらのコミットメントは、コミットメント1.3に従って生物多様性のノーネットロスを達成するために求められる内容を上回る規制的または自主的な行動に適用されます。

9. 生物多様性世界枠組の目標は、最終的には各国政府によって達成されます。企業の貢献は、昆明・モントリオール生物多様性世界枠組に沿った生物多様性国家戦略および行動計画を指針とする必要があります。

4. システム変革

2030年までに、業界内外でより広範囲にわたるネイチャーポジティブな変化と変革を促進するために以下の条件を整えます。

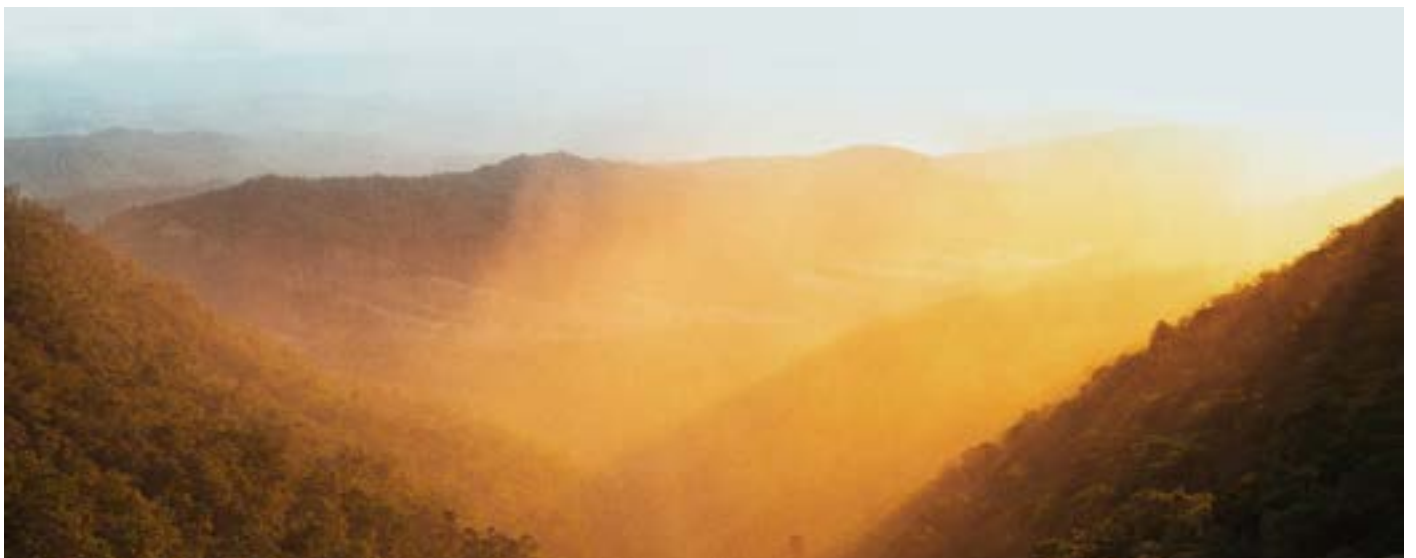
ICMMの会員企業は、個別に、または会員企業の連合体として、以下のうち1つ以上を実施することを約束します。

- 4.1 共同研究開発：特に環境フットプリントの削減や、持続的な効果の最小化、循環型経済に向けた消費・生産パターンの転換に関連した、業界全体の自然課題に対する解決策を開発・共有するための研究イニシアティブに貢献します。
- 4.2 データ共有の推進：地域や、国、世界的なデータ共有プラットフォームおよびイニシアティブと協力し、関連する生物多様性や生態系のモニタリングデータを漸進的に増加させ、責任を持って共有することで、意思決定の強化、能力構築、および自然のための行動を支援します。
- 4.3 持続可能な金融：投資家、金融機関、その他の主要な利害関係者と協力し、自然保護活動に対する民間部門の資金を増やし、動員するための持続可能な融資メカニズムの開発を支援します。

5. ガバナンスと透明性

以下のコミットメントを通じて、事業変革を可能にし、ネイチャーポジティブなアプローチを定着させます。

- 5.1 2026年までに、ガバナンスや、戦略、リスクおよび影響管理に関するものを含め、事業上の意思決定ツールやプロセスに自然への配慮を組み込みます。
- 5.2 世界的に認知された報告慣行⁺に従い、2026年までに優先地域⁺での事業に関する重要な自然関連の影響や、依存関係、リスク、機会について、また2030年までに最も重要なバリューチェーンのカテゴリーまたは課題について開示します。特定された重要な側面に関するパフォーマンス目標や目的を策定し、それに対するその後の進捗状況を開示します。
- 5.3 利害関係者と協議の上、2026年以降、ネイチャーポジティブな成果に向けた進捗状況を報告するための、一貫性のある強固な測定基準を策定します。



用語	定義
バリューチェーン	報告を行う企業のビジネスモデルと、その企業が操業する外部環境に関連する、あらゆる相互作用や、資源、関係を指します。 出典：国際財務報告基準（2023年）S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項
ミティゲーション・ヒエラルキー	影響を予測・回避し、回避が不可能な場合は最小化し、影響が発生した場合は復元し、重大な残存影響が残る場合は、生物多様性に関連するリスクと、影響を受ける地域社会や環境への影響を相殺する、一連の行動を指します。 出典：分野横断生物多様性イニシアティブ（2015年）ミティゲーション・ヒエラルキー施行のための分野横断ガイド
改変	採掘後の複数の活動を表す広範な用語ですが、多くの場合は、攪乱された土地を元のまたは他の生産的用途に再変換するプロセスに関連しています。地域によっては、修復と同義であったり、そのサブセットであったりするほか、生態系の復元により密接に関連し、これを含む場合もあります。 出典：生態系復元協会（2022年） 鉱区の生態系復元と回復のための国際的原則と基準
既存事業	既存事業には、少なくとも、事業化可能、あるいはそれ以上の段階にある探鉱地域や、操業中の鉱区、重要な線形インフラが含まれます。
修復	劣化した現場において、生態系の生産性や機能のレベルを回復させることを目的とした管理活動のうち、目標とする特定の原生生態系の回復よりも、生態系サービスの更新と継続的な提供を目的とするものを指します。 修復は以下の場合に奨励され、評価されます。(1)生態系の状態や機能を改善する場合、(2)現時点で適用できる最高基準である場合、(3)将来的に自生生態系の回復につながる可能性のある状態を改善する場合。 出典：生態系復元協会（2022年） 鉱区の生態系復元と回復のための国際的原則と基準
重大なリスクまたは高いリスク	会員企業またはサプライヤーは、自然関連リスクの重要性を特定するために、例えば、自然関連財務情報開示タスクフォースのガイダンスに従うことができるなど、公認または確立された基準に定められた適切な方法を使用しなければなりません。
重要な	当ポジションステートメントでは、重要性の具体的な定義を規定していません。会員企業またはサプライヤーは、標準的な持続可能性報告および開示プロセスの一環として、自らが従う公認または確立された基準によって提供される定義を使用する必要があります。
世界的に認知された報告慣行	これには、自然関連財務情報開示タスクフォースの勧告や、GRI生物多様性報告基準、国際サステナビリティ基準審議会の作業などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。
直接サプライヤー	報告を行う企業に直接製品を提供または販売するサプライヤーを指します。

直接的事業	各会員企業の財務報告で使用される業務または財務管理の境界線によって定義されます。
土地とつながりのある人々	先住民族であることを認識していない、あるいは先住民族として認識されていないが、普遍的な人権を守るために土地が不可欠である人々。これらの人々は通常、土地、領土、周囲の天然資源と結びついています。支配的ではない、少数派である、または差別に直面している。そして独特の社会的、政治的制度、文化、言語を持っています。 出典: Owen et al. (2023) Energy transition metals and their intersection with land-connected peoples
復元 (生態系)	劣化、損傷、破壊された生態系の回復を支援するプロセス (Gann他2019年)。生態系の復元が他のタイプの復元活動と異なるのは、環境変化を考慮した上で、劣化が起こらなかった場合の生態系の状態への回復を支援することを目的としている点です。 出典: 生態系復元協会 (2022年) 鉱山の生態系復元と回復のための国際的原則と基準
閉山	閉山とは、事業活動によって影響を受けた環境を安定させ、再生させる行為です。これは、操業が停止した時点、あるいはそれ以前から開始することができ、すべての廃止措置、解体、復元活動が完了した時点で終了します。特定の側面 (水処理など) に対するモニタリング、管理、継続的な緩和措置の一部は、この時点以降 (閉山後) も発生する可能性があります。 以下より引用: ICMM (2019年) 統合的な閉山計画: グッドプラクティス・ガイダンス (第2版)
優先ランドスケープ	優先ランドスケープを定義し、特定する方法は、会員の裁量に委ねられ、i) 地域、国、および国際的なグループによって優先的であると指定された地域を含む、自然および生態系サービスの提供が重要な地域、ii) 自然関連の影響が大きい可能性や、事業への依存度、iii) 関連する利害関係者の協議を指針とする必要があります。
優先地域	会員企業またはサプライヤーは、自然に関する優先地域を特定するために、例えば、自然関連財務情報開示タスクフォースのガイダンスに従うことができるなど、公認または確立された基準に定められた適切な方法を使用しなければなりません。
追加的な保全活動(ACA)	生物多様性と生態系サービス (BES) にプラスとなることを目的とした介入であるが、残留影響に対して設定できる測定可能な利益を提供するものではありません。ACA は、プロジェクトによって大きな影響を受ける BES 機能をターゲットにする場合とターゲットにしない場合とがあります。 出典: 分野横断生物多様性イニシアティブ (2015年) ミティゲーション・ヒエラルキー施行のための分野横断ガイド

ICMM は原則に準拠する鉱業を支持します。

ICMM は、世界の金属および鉱業業界の 3 分の 1 の企業と連携し、主要パートナーを集結して、サステナブルな開発のためのリーダーシップ、活動、イノベーションを推進し、最終的には社会にプラスの貢献を実現します。

ICMM の加盟企業は、コラボレーションを通じて、安全かつ公正でサステナブルな環境で責任ある鉱物生産および金属製造の基準を設定しています。

免責事項

本出版物に含まれる内容は一般的なガイダンスであり、適切な技術的専門知識の代替物として依拠すべきものではありません。本文書に記載の情報は、出版時点において合理的な注意を払って検証されています。ただし、明示または黙示を問わず、配布に際していかなる種類の品質保証も負うものではありません。本文書は、国際金属・鉱業評議会（「ICMM」）の加盟企業およびその他の関係者の意見を取り入れて作成されています。ただし、本文書の内容を採用、適用する場合は、各加盟企業が全責任を負うものとします。いかなる段階においても、ICMM または個々の企業が、その他の加盟企業の失敗または不利益についての責任を負うことはなく、いかなる法的責任も明示的に否認します。施設における管理実務の決定や実施における責任は各ICMM加盟企業が負うものとし、ICMMは、管理実務の決定や実施に関連するいかなる責任についても明示的に否認します。

施設における管理実務の決定や実施における責任は各ICMM加盟企業が負うものとし、ICMMは、管理実務の決定や実施に関連するいかなる責任についても明示的に否認します。また、ICMM とその加盟企業は、採鉱地または施設における死亡ゼロという意欲的な目標に取り組んでいますが、採掘は本質的に危険な産業であり、残念ながらこの目標はまだ達成されていません。

いかなる場合でも、ICMM（その役員、取締役、関連会社、および本文書の寄稿者、査読者、編集者を含む）は、本文書の使用や依拠、または本文書の一般的な指針に基づく計画、方針、指針や意思決定などの実施により生じたいかなる種類の損害または損失についても責任を負わないものとし、ICMM、その役員、および取締役は、本文書の使用や依拠に起因したり関連する直接的、偶発的、特別、懲罰的、結果的、または間接的な損害に対して、衡平法、慣習法、不法行為、契約、禁反言、過失、厳格責任、またはその他の理論の下にあるかどうかにかかわらず、いかなる性質の責任も明示的に否認します。

本出版物の解釈および使用についての責任は、使用者（本文書には誤りがなく、または使用者の目的に適していると想定すべきではない）と ICMM にあります。ICMM の役員および取締役は、本出版物またはこの出版物で参照されているその他の資料の誤りまたは脱落について一切責任を負わず、いかなる責任についても明示的に否認します。

特に明記されている場合を除き、本文書で表明されている見解は、ICMM、その役員、または取締役の決定や規定の方針を示すとは限りません。また、本文書は、ICMM の加盟企業が採用する義務を負う基本方針表明またはその他の義務となるコメントを構成するものではありません。

ICMM、その役員、および取締役は、リンク先の Web サイトのコンテンツまたはその信頼性についての責任を負わず、いかなる表明も行いません。また、リンクはいかなる種類の支持をも表明するものではありません。ICMM はリンク先ページの利用可能性について管理権はなく、当該ページについて一切の責任を負いません。

本出版物での名称の使用、資料の提示は、国、領土、都市、地域の法的地位、またはそれらの管轄当局に関する、あるいは、その境界や国境の位置に関する、ICMM、その役員、および取締役のいかなる見解をも表明しません。加えて、本出版物中の特定の事業体、個人、原資料、トレードネーム、または商業プロセスへの言及は、ICMM、その役員、および取締役の支持を意味するものではありません。

本免責事項は、イングランド法に準拠しています。

ICMM
34-37 Liverpool Street
London EC2M 7PP
United Kingdom
+44 [0] 20 7467 5070
info@icmm.com
icmm.com

